

○日の出町総合計画等審議会条例

昭和53年7月1日
条例第15号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として、日の出町総合計画等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果について、町長に答申するものとする。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 人口ビジョン及び総合戦略の策定及び検証に関すること。
- (3) 行政改革における重要事項に関すること。
- (4) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、審議会委員(以下「委員」という。)20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町行政委員会委員
- (2) 各種団体代表
- (3) 一般住民
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代行する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則(昭和62年12月1日条例第28号)

この条例は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則(平成26年3月3日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和6年8月30日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。